

添付法令資料 1 :

韓国山林災難防止法（目次）

2025 年 1 月 31 日法律第 20751 号により制定 2026 年 2 月 1 日施行

第 1 章	総則（第 1 条ないし第 6 条）
第 2 章	計画樹立及び備え（第 7 条ないし第 13 条）
第 3 章	山林災難予防
第 1 節	山火事予防（第 14 条ないし第 18 条）
第 2 節	山崩れ等予防（第 19 条ないし第 26 条）
第 3 節	山林病虫害予察（第 27 条ないし第 29 条）
第 4 章	山林災難対応等
第 1 節	山火事対応等（第 30 条ないし第 37 条）
第 2 節	山崩れ等対応（第 38 条ないし第 41 条）
第 3 節	山林病虫害防除（第 42 条ないし第 47 条）
第 5 章	山林災難調査及び復旧
第 1 節	山火事調査・復旧（第 48 条及び第 49 条）
第 2 節	山崩れ等調査・復旧（第 50 条及び第 51 条）
第 3 節	山林病虫害調査（第 52 条及び第 53 条）
第 6 章	山林災難防止基盤造成（第 54 条ないし第 57 条）
第 7 章	韓国山林災難安全技術公団（第 58 条ないし第 66 条）
第 8 章	補則（第 67 条ないし第 75 条）
第 9 章	罰則（第 76 条ないし第 79 条）
附則	